

平成30年度 第2回富士市総合教育会議

会 議 録

開催日

平成30年12月21日 水曜日

開 会 15時00分

閉 会 16時00分

会議場

市庁舎8階 政策会議室

出席者の氏名

| | | | |
|----------|---------|------|---------|
| 市 長 | 小長井 義 正 | 教育委員 | 吉 川 智 子 |
| 教 育 長 | 山 田 幸 男 | 教育委員 | 和久田 恵 子 |
| 教育長職務代理者 | 毛 涯 晋 | 教育委員 | 篠 原 均 |

出席職員等の氏名

| | | | |
|-------------------|---------|-----------|----------|
| 教育次長 | 畔 柳 昭 宏 | 教育総務課調整主幹 | 小長谷 聡 |
| 教育総務課長 | 高 柳 浩 正 | 教育総務課参事補 | 若 林 努 |
| 学校教育課長 | 太 田 桂 | 教育総務課主幹 | 清 聡 美 |
| 学務課長 | 影 島 統 子 | 教育総務課指導主事 | 五十嵐 崇 人 |
| 社会教育課長 | 押 見 賢 二 | 教育総務課指導主事 | 太 田 堅 一朗 |
| 中央図書館長 | 加 藤 豊 裕 | 社会教育課統括主幹 | 遠 藤 哲 史 |
| 富士市立高校事務長 | 味 岡 俊 雄 | | |
| 教育研修・特別支援教育センター所長 | 和 田 精 吾 | | |
| 青少年相談センター所長 | 増 田 良 夫 | | |

傍聴人4名

議題（動議）及び議事の概要
（議 案）

議第2号 青少年の電子メディア対策について

開会

教育次長

これより、第2回総合教育会議を開会する。
開会にあたり、小長井市長からご挨拶をいただく。

市長あいさつ

市長

皆さんこんにちは。

教育委員の皆様方には、年末の大変お忙しい中にも関わらず第2回目となります総合教育会議にご出席いただき、感謝申し上げます。

今回の議題である「電子メディア」については、一般的には、電子的な情報媒体の総称として用いられるが、中でも、テレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン、パソコン等は、我々の家庭環境に当たり前のように普及している。

最近はこうした電子メディアが急速に進歩し、手軽なコミュニケーションツールとして情報発信できるようになり、またグローバルな情報を容易に入手できるため、人間関係が大きく広がり、社会参画の手段として、有効に活用されている。

その一方で、青少年の電子メディア使用率は年々高まり、また持つ時期も早まっている。そのため、青少年がいじめや犯罪の加害者や被害者になるリスクが高まることなどが心配されている。

本日の総合教育会議では、社会教育委員の皆様からいただいたご提言をもとに、電子メディアは青少年にどのような影響をもたらしているのか、今後、青少年が電子メディアと上手に付き合うためにはどうしたらよいかについて忌憚のないご意見を伺い、活発な意見交換を行ってまいりたいと考えている。

教育次長

本日の議題は、「青少年の電子メディア対策について」である。
これより、議事の進行は本会の主宰者である小長井市長にお願いする。

「議第2号 青少年の電子メディア対策について」

市長

それではこれから私が進行をさせていただく。早速議事に移るのでよろしくお願ひしたい。議第2号「青少年の電子メディア対策について」を取り上げる。社会教育課では平成28年度から平成29年度の2ヵ年にわたり、社会教育委員会会議において青少年に対する電子メディアの影響と対策について検討し、教育委員会に提言として提出していただいた。青少年が電子メディアとの上手な付き合い方を身につけるために、どのような視点が必要になるか意見交換をしていきたいと考えている。意見交換の前

に社会教育課からこれまでの取り組みについて報告をお願いします。

事務局

「青少年の電子メディア対策について」資料に基づき説明

市長

今資料に基づいて説明がなされたが、ご意見または不明な点があれば確認の意味をこめて、発言をいただければと思う。

教育委員

学校内の取組について質問したい。4の本市の電子メディア対策として(2)市内小・中学校では、平成28・29年度に、「児童・生徒会主体によるスマホ等の利用のルールづくり」に取り組んだとあるが、平成28・29年とやって具体的に守られているのか、守られていないのか、次にどういう手をうったのか聞かせて欲しい。

事務局

2カ年にわたり、教師からルールを示すのではなく、子どもたち自らがルールを考えてそれを守っていこうと、各学校ごとスローガンのような目標が多いが出された。その中で、自分たちで自制していこうという部分があり、結果がこうだったという検証は行っていない。電子メディアとどうしたらうまく付き合っていけるのかという態度を育てたいということでやってきた。しかし、普及率がさらに上がっていること、スマホを持っている子どもたちの年齢がさらに下がっており、追いついていないというのが実情かと思う。各学校では通信業者を招いて、専門的な見地からこういった危険がある、こういった使い方が望ましいという講座を実施している。

教育委員

児童・生徒主体にこうしようという形で話し合ったと思うが、スローガンのようなものなので、自分が持っているスマホをどのように使うか、長時間使うことについて少なくともしようとするのか、学業の中におけるプラスアルファで使っていくか、難しい問題である。家庭、PTAの協力がなかったら、学校内で一生懸命生徒中心に取り組んでも、家に帰ったら見えないので、そこがこれからの課題だと思うがいかがか。

市長

委員の方から、4の(2)の話であるが、PTAの話も触れてくださった。児童・生徒同士のやり取りは午後9時以降禁止とあるが、どういう状況にあるか把握されていないのは残念だ。27、28年、29年にもアンケートをとられているのか。

教育長

保護者自体が知らないという結果も出ていた気がする。せっかく決めたのに、PT

Aの役員さんは十分理解しているが、一般の保護者の方に周知できていないという記憶にある。

市長

一般の保護者への周知はどのようにされたのか。

事務局

市P連で決めて、各学校で文書として家庭に配布し、PTA総会等で会員に各家庭での協力を願うような形で周知した。

教育長

反省としては、チェックするということをしていかないと、決まったことをみんなですべて守っていかうというのがどの程度浸透していくかが大事である。そこが課題だと感じる。

教育委員

学校訪問をさせてもらうと、学校の中にそういう掲示が無いと思う。9時以降は子どもたちの間はスマホを利用してはいけないというような記憶が無い。必要がないのか、まだ意識がないのか、やっても効果がないのか見た記憶が無い。

市長

私も見た記憶がないが。

事務局

校内掲示は無い。

市長

確かに無い。今回これをテーマとさせてもらって、教育委員の皆さんもどの程度の問題として捉えているかというところだ。私は比較的大きな問題だと思っている。その割には取組が今のような内容だと、子ども本人、家族には伝わっているようには思えない。

教育委員

大きな問題だとおっしゃるのは、子どもたちがスマホなどを使う時間が多すぎることか。

市長

時間が多いこと、低年齢化、家族との関わりの時間が失われていること、家庭の教育力がさらに低下してしまう。そういう思いである。

教育委員

確かに大きな問題で、コミュニケーション能力が落ちているのではという危惧もある。しかし電子メディアと付き合いがなければならぬので、良し悪しを教育していくという、教育現場のスタンスをしっかりと取っていくことと、本当にこれを規制したいのであれば、広島市のような条例を作り、条例違反になるというところまで持っていかないと保護者に危機感を持たせるのは難しいのではないかと。業者さんに何歳未満はフィルタリングをかけて販売して欲しいと出ていたが、解除できてしまう世の中なので、いたちごっこになってしまうが、どのようにうまく付き合いしていくかが教育の中で大事なことであると感じる。どこまで重要視していくのかが、市も教育委員会も課題になっていくと思う。アンケート調査は子ども本人から取っている。子どもに聞けば使っていないと答えるであろう。なかなか真相を探るのは難しいのでは。

市長

委員から条例の話もあったが、アウトメディアという取組を実際に行っている自治体についての資料はあるか。蕨市のような実態はどのようになっているか、各家庭で取組まれているかという情報はあろうか。

事務局

平成23年にアウトメディア宣言を行い、毎年7月にアウトメディア推進大会ということで講演会があり、アウトメディアの推進を図っている。また、講師というか、静岡県では携帯スマホアドバイザーを養成しているが、そういった方に研修のようなものを市として負担金を出して要請しているということである。

教育長

効果はどうであったか、平成23年から行って、7年経ちその効果はどうか。

事務局

検証や効果については伺っていない。研修は負担金を出しているということだが、当初は受講生が多かったが、近年はあまり無いということである。

市長

データとして、今回市が調査したようなどれくらいの時間スマホを使っているのかというような、時間に表れてくるのか。まったく同じ傾向で時間も増え、低年齢化しているのであれば効果は見えないと思う。そういうデータはないようだ。

市の生涯学習の50周年のときに水谷修さんが講演をし、私はその時間お話が聞けなかったが、聴講されていた方が家族との持つ時間を大事にするという内容だったのかと思うが、関係ないかもしれないがどうか。

事務局

お話に出ていたいわゆる「夜回り先生」で知られている水谷修先生のご講演を生涯学習連合会の記念式典の中で行った。その中で、犯罪に巻き込まれる青少年の話はいくつか事例を挙げてお話いただいた。その中で印象に残ったのは、スマホで簡単に覚せい剤、大麻を子どもでも簡単に買えるというお話があった。15歳で無くなった少女の実例を挙げてお話いただいたが、12歳で覚せい剤に手を染めて止められなくなり、売春を繰り返し数百人の客を取らされて、HIVに感染してエイズを発症して最後は15歳で亡くなられた少女の話だった。涙なしでは聞けない話であったが、薬をやめられない、薬を買うお金ほしさに体を売ってしまい、HIVに感染し、世の中を恨み1人でも多くHIVを移したいということであった。15歳の女の子が最後にはやせ細り真っ黒になって、水谷先生の手を握る力もなくなって、世の中を恨んで亡くなったが、先生にはありがとうという言葉を残して亡くなっていった。こういった携帯電話やスマホは、便利がゆえに子どもが陥りやすい部分がどこにでもあるというお話であった。実際に県内でも浜松では数百件摘発されている話もあった。そういった話が東京、大阪、名古屋のような大都市だけでなく、日本中どこでもおきている。富士でも三島でも静岡でもどこでも普通に起きている時代であるというお話であった。

市長

この話も深刻であり、他人事ではないと感じた。富士市は県内でも覚せい剤等の検挙数は、富士警察署管内がワースト1であり、首都圏にも近くスマホや携帯のやり取りで簡単に手に入ってしまうという実態がある。被害者となる子ども・若者を作ってはならないというのが大事な考え方であると思う。その中で今後どのように富士市として考えていくのかである。

教育委員

簡単にいろいろなものを購入できてしまうのは便利なようで怖い一面もある。この少女はスマホで先生に助けを求めているという一面もあり、電子メディア全部を否定できない。年齢によるフィルタリングをせっかく各企業が出しているのも、フィルタリングを親が確認をしながら取り付けていくのが大事なことである。私の子どもは社会人になりSNSやインスタグラムもやっているが、自分でロックを掛けることができる。ロックをかけておくと知らない人が入ってこないのも、自分はいやだからロックを掛けているという話であった。催し物を拡散したいときにはロックが邪魔になるのでロックを外すと。ロックは自分で外したり掛けたりできるので、そういう勉強をしながら制御できるようなことをしていくことが大事である。企業が全般的にフィルタリングしてしまうか、自分で危険を確認して自分でロックをかけるのか。アウトメディアもそうだが、参加する方は決まっておき、そこに参加できない子達が危ない使い方をしてしまうのではないかと思う。

市長

フィルタリングについては資料等はあるか。家族との使い方の約束とかルールを決めているといったデータはあるようだが。

教育委員

子どもが管理するのは難しいと思う。低学年に自分でフィルターをかけるのは無理である。親が自分の子どもに関心を持って、スマホ等について親に対して情報提供ができると思う。その程度しか難しいのではないか。そうであっても子どもはフィルターを外そうとするだろう。親がスマホや電子機器について関心をもって、親の教育をしていかなければならないだろう。子ども対象に議論していてもなかなか難しいと思う。

市長

フィルタリングについては、成人向けなものは閲覧できないようになるが、ラインやフェイスブック、ツイッターは自由に使える状態にあるだろう。

教育委員

公開するかしないかは設定ができる。友達としか行わないというやり方もある。知らない人につながるのは怖いことがあるので、そこは避けるというやり方もある。

教育長

そういう知識を保護者はもっているのか。

教育委員

私たちの子ども世代は持っている。その上は持っていないであろう。

教育委員

私も持っているが、できない。PTAの会とかで言っても、私はできないとかあるだろう。できないで終わらせるのか、そういうことについて勉強してもらうようなことを考えていかない限り、子どもの段階では難しい。精神論で、蕨市のようなスローガンのようなことはできる。学校の掲示板に貼る事もできるが、それではとまらない。それ以外には親子のコミュニケーションを図ることについても家庭のことであり、そういうことに意識を持ってやっていかなければならない。子どもに言って家庭で保護者と話す時間を取れと言っても難しいので、PTAなどを利用して指導していかないといけないだろう。

教育長

そういうことを考えていくと難しいが、学校として、PTAとしてできることは何かを今一度考えて、学校に掲示物がないことは、どのくらい深刻に考えているのかと。学校は通信機器の会社の方を呼んで、講話をしてもらい努力しているが、市としてさ

らに一層深刻に考えてもらい、子どもたちへの啓発活動とかPTAの啓発活動を今まで以上にやっていかないと、改善していかない。それでも改善できないかもしれないが、これは家庭教育の問題だとあきらめず、入り込んでいく姿勢が今の世の中大事であろう。

教育委員

PTAの会長をやっていたとき、平成20年に広島市は条例を作った。その後追いかけていないのでどうなったか分からないが。青少年とメディアに関する条例が作られたとき、ニュースになった。市の方で、携帯電話を扱っている業者を呼んで、こういう条例をつくったのでこうしなさいという様子がテレビで伝えられた。必ずフィルタリングをかけなさいなど。平成20年が自分が最後でよく覚えているが、こんなことを始めたのかと印象に残っている。そのあと条例がどうなっているか、改善されたかわからないがそういうことをしていた市もあったと記憶している。

事務局

今、ご指摘の広島市の条例は「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」で、平成20年7月に施行されている。それ以外では、埼玉県蕨市、北海道は都道府県単位で「どさんこアウトメディアプロジェクト」を平成26年度から、各市町に対して実施している。

市長

条例ですから行政、保護者PTA、事業者など果たすべき役割を示されているか。そういうことを明記していると思われるが。

教育委員

明記されていた。業者に関してはこうだとか。

教育委員

全国で今言われた蕨市と、広島市と北海道。それから10年くらい経って、増えていかないのは、効力が無いのかわからないが。47都道府県あり市町を入れるとかなりの数があるのに、手をつけていないのは理由があるかもしれない。

市長

条例とまではいかないまでも、それぞれの立場でこういったことをやっていこうという方向付けは必要ではないか。

教育委員

小学生の親御さんが本当に困っていて、何をどういってもやめない、どう使っているのかわからないので、教育委員会でこう示していただけると市がこういうことを言っていると、そういうものがあれば親として子どもに言うきっかけになるという話し

も聞く。こういう悪いことがあるからやめなさいといっても聞く形にもっていけないと、家庭の中では。そういう悩み事があるお母さん方は市でみんながこういう方向を向いている、教育委員会が向いているということを示していれば、効力というわけではないが親としてきっかけとなるのではないかと思う。

教育長

ある中学校で夜にPTAとの懇談をしたとき、14, 5人いましたが、強いルールを家庭で作って、絶対にこれ以上やってはいけないというルールを作っているといった。私は委員のような、教育委員会が何とかしてくれないかというような意見が出てくるかと思っていたら、その会では問題ないということであった。

教育委員

PTAではかなり研修を行ったので、怖さを知っている役員さんが多い。そんな怖い思いを子どもにさせたくないという親御さんも多い。役員さんではないの方が問題を抱えている方が多いと思う。

教育長

いろいろな家庭があるので。

市長

市として教育委員会、学校としての姿勢が明確に示されれば、保護者もこうだからと言って話ができるのかとも思う。条例とまではいかないまでも、違った形で行っていくとか、いろいろな形で周知を図っていくのを繰り返すしかないのではないか。簡単に、これをやればいい方向につながるということもないだろうし、子どもの学力にいい影響はないわけなので、おじいさんおばあさんが孫にせがまれて、買い与えて、成績がどんどん悪くなって良いのであればどうぞという話をした講師もいる。スマホはパソコンであるので、情報をすぐに得られるのはすばらしく、かつてでは考えられない。余計なものにかかる時間、ゲームをやっていいことはあるのか、無いのではないかと思う。

教育委員

ゲームに関しては、アイテムを取って売ることができる。道具を欲しがっている人に売り、ネット上で使えるお金になり、また好きなものが買えるという、怖い面がある。知らないうちに、親はお小遣いを与えていないのにそこで物の買取ができてしまう。そういうふうに道具をたくさん集めて売って、お金を稼ぐというお小遣い欲しさの中学生もいる。

市長

そういう反面、一般的にはアイテムをお金で買ってどんどんかさんでしまうことがある。契約者が親であるのに。百害あって一利なしではないかと思う。

教育長

姿勢を示すのが大事であると思う。本気度というか深刻に考えているというのを今まで行政が他の事に追われて、いまいち足りない面があるかもしれない。PTAを巻き込むと言うのが絶対条件だと思う。

教育委員

掲示というか、いつも見慣れているものがあり、参観日に目にするとか子どもたちが毎日目にするとか、地道ではあるが必要なことではと思う。

教育長

反省点として、片方では謙虚さをもちつつ、行政も学校も。家庭教育の側面もあるので、謙虚な姿勢を持ちつつ、真剣にこのような問題に学校や行政が対応していく。学校としてPTAとしてできることを粘り強くやっていくことが大事である。

市長

時間もそろそろ迫ってきているが、発言したいことはあればお願いしたい。

教育長

社会教育課が担当であるので、今日のご意見を踏まえて具体的な方針を出させてもらおう。

市長

新しい行動に移していかないと、良くはならないと言うことであろう。行動に移していただきたい。

事務局

貴重なご意見をいただいた。私が以前社会教育課にいるときに平成18年に広島、栃木で下校時に小学生の女の子が連れ去られて殺害されるという事件が4件位相次いでだされた。当時の市長から富士市からそういう犠牲者を出さないようにと、子どもの安全を守る行動をしようということで、関係団体というよりも市内の団体の長の方、関係機関の長の方に集まっていただき、子どもの安全を守る決起集会を開いたことを思い出した。それに伴って青色パトロールカーのパトロールや、毎月15日を子どもの安全を守る市民行動の日と定めて、12年経って定着してきている。皆さんの意見を聞いて思い出しながら、そのような取組がアウトメディアというよりメディアと上手に付き合う、メディアの被害から子どもを守るという富士市民の皆さんとして、大人の強い決意を何か表すような機会ができたらと考えている。来年度にそのようなことができればと思っている。

市長

皆さんからご意見をいただき有意義な会議となった。それでは私の方で議事は以上とさせていただきます、事務局に進行をお返しする。

教育次長

以上をもって本年度第2回目の総合教育会議を終了する。

「閉会」